

取付管設置申請書

年 月 日

明石市長 様

住所
申請者
(フリガナ)
氏名

印

汚水を排除するため、下記のとおり公共下水道取付管設置の申請をします。

指定工事店	住所又は所在地	電話番号	(会社) (担当者名・携帯番号)		
	氏名又は名称及び代表者氏名	印	指定工事店番号		
必要とする敷地の所在地	明石市	施工希望日 ※申請日から40日以上を要する	令和 年 月 日まで		
敷地面積 ※500㎡超の場合	<input type="checkbox"/> 500㎡以下 ※ ㎡	既設取付管の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	前面道路の区分	<input type="checkbox"/> 国道 <input type="checkbox"/> 県道 <input type="checkbox"/> 市道 <input type="checkbox"/> 私道
添付書類①	<input type="checkbox"/> 1. 取付管設置等に関する事前確認書 または敷地の登記簿謄本及び公図 (いずれも写し可) <input type="checkbox"/> 2. 付近見取図 (縮尺1500分の1程度) <input type="checkbox"/> 3. 工事設計書(様式第8号) <input type="checkbox"/> 4. 下水道台帳図写し <input type="checkbox"/> 5. 舗装復旧概要図 <input type="checkbox"/> 6. 写真	添付書類② ※「上水引込と同時」 「私道に設置する場合」又は「水路横断の場合」など	<上水引込と同時> <input type="checkbox"/> 給水装置工事申込書(写し) <私道に設置> <input type="checkbox"/> 私道土地所有者の掘削及び埋設の承諾(様式は任意) <input type="checkbox"/> 埋設する土地の登記簿謄本及び公図(いずれも写し可) <水路横断> <input type="checkbox"/> 水路管理者の同意書等 <その他> <input type="checkbox"/> ()		
※事務処理欄		上記の申請について、審査の結果適当と認めましたので取付管設置を決定してよろしいか。			
供用開始日	昭和 平成 令和 年 月 日				
排確確認番号	—	課長	係長	係	
承認番号	—				
工事指示番号	—				
備考					

○申請における注意事項

- 1 太枠内のみ記入し、事務処理欄には記入しないでください。
- 2 本申請は、原則、建物排水設備工事に合わせて申請してください。
- 3 申請は、裏面の「留意事項」「設置を決定する条件」を十分認識した上で行うこと。

取付管設置に係る「留意事項」及び「設置を決定する条件」

＜留意事項＞

- 1 供用開始区域であっても、下記の場合は「設置を決定する」ことができない。また、決定後に工事の着手にあたり、下記の事実が発覚したことにより工事を中止又は延期する場合があるが、それによる申請者等の損害等については、市は一切の責を負わない。
 - ①前面道路に本管が存在しない場合。
 - ②本管が浅い等の理由により、敷地の排水に必要な深さの取付管が設置できない場合。
 - ③地下埋設物が障害となる等、著しく工事に支障となる要因がある場合。
 - ④本管が深く、開削工事が不可能な場合。
 - ⑤「明石市開発事業における手続及び基準等に関する条例」第2条第10号の「開発事業」に含まれる場合。
- 2 取付管設置の決定に要する期間は、申請日から概ね10営業日とする。ただし、現場状況によっては、これ以上の日数を要する場合がある。
- 3 取付管設置工事の完了に要する期間は、国県道の場合は申請日から60日以上、その他（市道・里道等）の場合は申請日から40日以上を目途とするが、年末・年度末においては、道路規制或いは工事の集中等の理由により更なる日数を要することから、工事の完了時期を事前に市に確認すること。
- 4 市は「設置基準」に基づく義務者等からの申請において、当該年度の予算の範囲内において取付管の設置工事を行う。よって、年度末の申請においては、工事の着手が翌年度となる場合がある。
- 5 取付管の設置にあたり、「道路占用許可」「道路使用許可」の申請手続きは市が行うが、「私道に設置する場合」「水路横断が必要な場合」等における必要な手続きについては、原則、申請者において行うものとする。
- 6 設置した取付管を使用しなかった場合、理由によっては、指定工事店又は申請者に工事費の負担を求める場合がある。
- 7 取付管設置工事は、市が年度毎に契約する業者が行う。工事日、現場状況など指定工事店との必要な調整は市契約業者が行う（決定後5日を目途に市契約業者が、指定工事店担当者に連絡する）。
- 8 設置した取付管は市が管理する。取付管と排水設備（最終柵を含む）との境界は、敷地境界とする。

＜設置を決定する条件＞

- 1 決定後、添付書類に不備が発覚したときには、本決定を取り消す場合がある。
- 2 工事の着手にあたり、下記の事実が発覚したことにより工事を中止又は延期する場合があるが、それによる申請者等の損害等については、市は一切の責を負わない。
 - ①前面道路に本管が存在しない場合。
 - ②本管が浅い等の理由により、敷地の排水に必要な深さに取付管を設置できない場合。
 - ③地下埋設物が障害となる等、著しく工事の支障となる要因がある場合。
 - ④本管が深く、開削工事が不可能な場合。
- 3 設置した取付管を使用しなかった場合、理由によっては、指定工事店又は申請者に工事費の負担を求める場合がある。